



エコアクション21 環境経営レポート

 株式会社 戒田商事



認定登録番号:0011319
<第9版>

発行日 令和6年6月10日
対象期間 令和5年5月～令和6年4月

目 次

1. 組織の概要	1
2. 対象範囲、レポートの対象期間及び発行日	2
3. 環境経営方針	2
4. 環境管理組織体制	3
5. 環境経営目標	4
6. 環境経営計画	5
7. 環境経営目標の実績	6～7
8. 環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	8～9
9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、 訴訟等の有無	10～13
10. 代表者による全体評価と見直しの結果	14
11. 環境経営活動等	15

2.対象範囲・レポートの対象期間及び発行日

◆ 平成28年6月27日	認定登録（認定登録番号：0011319）
◆ EA21対象範囲	全組織・全活動
◆ レポート対象期間	令和5年5月～令和6年4月
◆ レポート発行日	令和6年6月10日
◆ レポート作成者	堀内 亜由美
◆ 次回レポート発行日	令和6年6月予定

3.環境経営方針

株式会社戒田商事は企業活動において環境保全に関する法規制等を遵守することはもとより、必要な行動基準に基づき環境に与える影響を減らすことに全員参加で、自主的・積極的に取り組む事に努めます。

- 1 環境負荷を特定し、環境経営目標を設定し、定期的に見直しを行い継続的な環境経営システムの改善に努めます。
- 2 事業活動に関わるあらゆる法規制と、その他要求事項を遵守します。
- 3 設備機械、所有車両等の適正管理を行い事故防止に努めます。
- 4 事業活動に伴う環境影響を考慮し、以下の項目について環境負荷の低減に努めます。
 - (1) 二酸化炭素排出量の削減
 - (2) 廃棄物排出量の削減
 - (3) 水使用量の削減
 - (4) 化学物質の削減を推進する
 - (5) グリーン購入の推進
 - (6) 製品サービスの環境配慮
 - (7) 環境教育訓練の推進
- 5 環境啓発活動と環境改善の実施を継続的に行う。
 - (1) 従業員にこの環境経営方針を周知するとともに、求められれば一般に公開します。
 - (2) 環境経営レポートを広く公表し、社内外に対して情報の提供を行う。

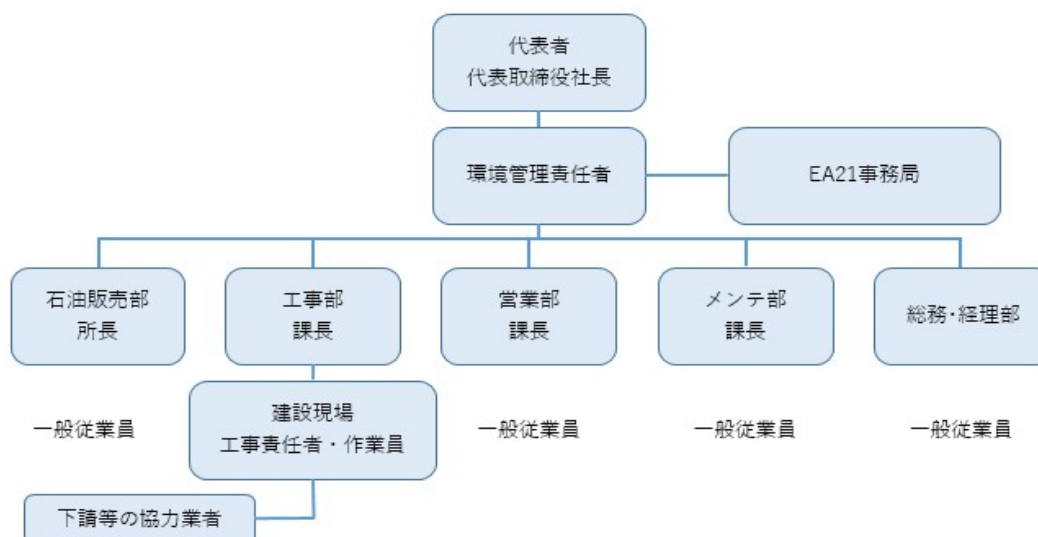
制定日 平成27年10月31日

改定日 令和3年5月1日

株式会社 戒田商事

代表取締役 戒田 暁信

4.環境管理組織体制



役割・責任・権限	
代表者	・環境経営に関する統括責任 ・環境管理責任者を任命 ・EA21を運用・維持するための経営資源（人、もの、資金、情報）を用意 ・環境経営方針の策定 ・環境経営目標・環境経営計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・環境経営レポートの承認
環境管理責任者	・環境経営方針の見直し及び全従業員へ周知 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ・環境関連法規等の取りまとめ表を承認 ・環境経営目標・環境経営計画書を確認 ・環境経営の取組結果を代表者へ報告 ・環境推進会の開催（1回/月） ・環境経営レポートの確認
環境管理事務局	・環境管理責任者の補佐、E A 21推進委員会の事務局 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ・環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 ・環境経営の実績集計 ・環境関連法規等取りまとめ表の作成 ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施 ・環境経営レポートの作成、公開
各部門責任者	・自部門における環境経営方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関する環境経営計画の実施及び達成状況の報告 ・試行・訓練を実施・記録の作成 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
工事責任者 全従業員	・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境経営へ参加

5.環境経営目標

(1) 令和5年5月～令和6年4月の目標

項目	単位	平成30年度 基準年 平成30年5月～平成31年4月	令和5年度 目標(5%削減) 令和5年5月～令和6年4月
CO2排出量	kg-CO2	109,893	104,398
一般廃棄物排出量	kg	3,235	3,073
産業廃棄物排出量	kg	35,425	33,654
水使用量	m³	1,129	1,073
化学物質	—	削減を推進する	
グリーン購入量	—	事務用品の購入時に検討し可能な限り購入する	
製品への環境配慮	—	省エネ商品(高効率空調機器等)情報提供・販売目標を500台とする。 燃費性能に優れたエコオイルの販売目標を60ℓとする。	

(2) 中長期目標

項目	単位	平成30年度 基準年 平成30年5月～平成31年4月	令和5年度 目標(5%削減) 令和5年5月～令和6年4月	令和6年度 目標(6%削減) 令和6年5月～令和7年4月	令和7年度 目標(7%削減) 令和7年5月～令和8年4月	令和8年度 目標(8%削減) 令和8年5月～令和9年4月
CO2排出量	kg-CO2	109,893	104,398	103,299	102,200	101,102
一般廃棄物排出量	kg	3,235	3,073	3,041	3,009	2,976
産業廃棄物排出量	kg	35,425	33,654	33,300	32,945	32,591
水使用量	m³	1,129	1,073	1,061	1,050	1,039
化学物質	—	削減を推進する				
グリーン購入量	—	事務用品の購入時に検討し可能な限り購入する				
製品への環境配慮	—	省エネ商品(高効率空調機器等)の情報提供・販売目標を500台とする 燃費性能に優れたエコオイルの販売目標を60ℓとする。				

※購買電力のCO2調整後排出係数は、令和4年度実績（令和5年12月22日 環境省・経済産業省公表）を使用
四国電力(株)：0.526kg/kWh、伊藤忠エネクス(株)の0.366kg/kWh

※化学物質は、使用の削減を推進する

※製品への環境配慮 環境負荷の少ない材料(リサイクル材、県産品等)の使用・省エネ商品の提案、施工

6.環境経営計画

1.CO2の削減(常時、都度)

- (1) 休憩時・不在時の消灯徹底(担当：全従業員)
- (2) こまめな節電(担当：全従業員)
- (3) エアコンの設定温度を守る(夏：28℃・冬：20℃)(担当：全従業員)
- (4) エコドライブの実施(アイドリングストップの徹底)(担当：全従業員)
- (5) 定期的な車両の整備点検の実施(月1回)(担当：全従業員)
- (6) 全車にドライブレコーダーを取り付け(安全運転の徹底)(担当：全従業員)
- (7) 未使用のOA機器の電源などを切る(担当：全従業員)
- (8) リフト室・休憩室の電気・エアコンは使用して無い時は必ず消す(石油部)
- (9) サービスルームのエアコンの効率を良くする為に扇風機を併用する(石油部)

3.廃棄物排出量の削減(常時、都度)

- (1) 分別処理の徹底(担当：全従業員)
- (2) 裏紙使用による廃棄量削減(担当：全従業員)
- (3) 現場での廃棄物の削減(工事部)

2.水使用量の削減(常時、都度)

- (1) 節水表示による意識づけ(担当：総務)
- (2) 手洗い・洗車時の無駄な水の使用を減らす(担当：全従業員)

4.化学物質(PRTR法に該当する場合)

- (1) 化学物質の削減を推進する(担当：環境管理責任者)

5.グリーン購入の推進

- (1) 事務用品の購入時に検討し可能な限り購入する(担当：総務)

6.製品への環境配慮(常時、都度)

- (1) 省エネ商品(高効率空調機器等)の販売促進・情報の提供(担当：全従業員)
- (2) 環境配慮型商品(エコオイル)の提案・普及率アップに努める(石油部)

7.社会貢献(都度)

- (1) 地域の活動等に参加し、協力や支援を行う(担当：全従業員)
- (2) 事務所周辺の清掃活動を行う(担当：全従業員)

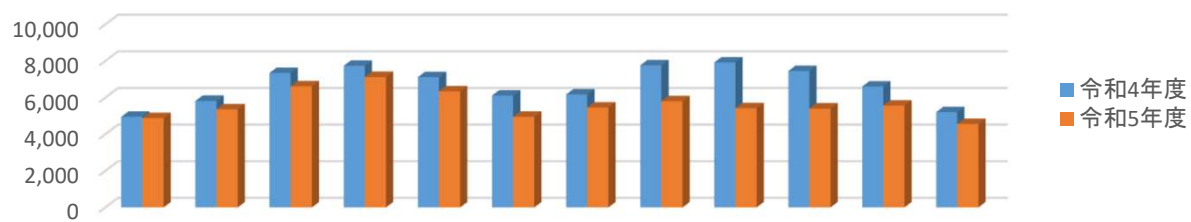
8.SDGs宣言(常時、都度)

- (1) 環境負荷の軽減(担当：全従業員)
- (2) 確かな知識と技術で快適生活の実現(担当：全従業員)
- (3) 人権尊重とダイバーシティ推進(担当：全従業員)
- (4) 健康と労働安全衛生(担当：全従業員)

7.環境経営目標の実績

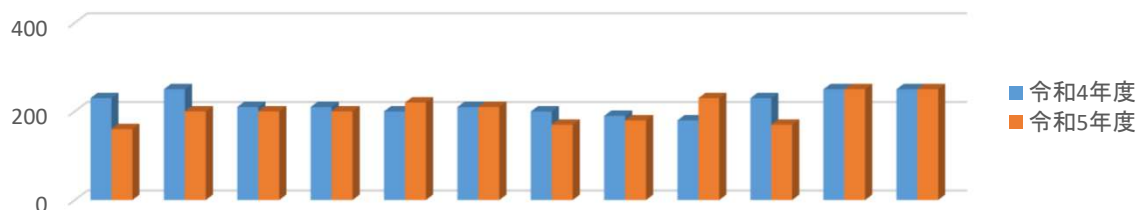
(1) 各種排出量グラフ

CO2排出量(kg-CO2)



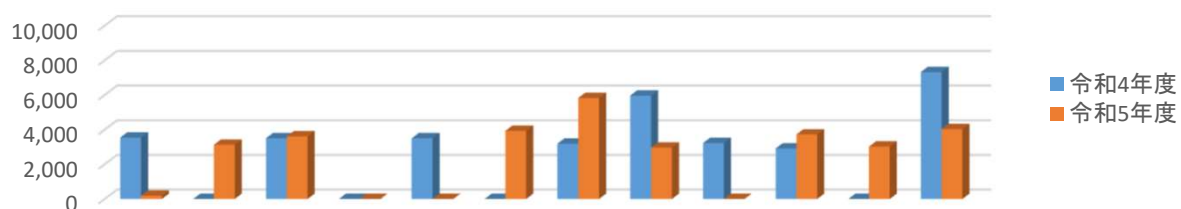
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
令和4年度	4,950	5,818	7,347	7,735	7,114	6,108	6,169	7,758	7,921	7,448	6,602	5,202	80,172
令和5年度	4,876	5,361	6,618	7,121	6,340	4,949	5,453	5,799	5,415	5,399	5,560	4,554	67,445

一般廃棄物排出量(kg)



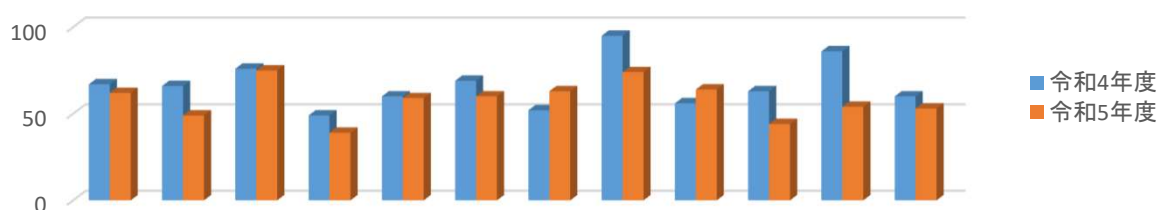
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
令和4年度	230	250	210	210	200	210	200	190	180	230	250	250	2,610
令和5年度	160	200	200	200	220	210	170	180	230	170	250	250	2,440

産業廃棄物排出量(kg)



	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
令和4年度	3,545	0	3,505	0	3,500	0	3,195	5,970	3,231	2,919	0	7,325	33,190
令和5年度	190	3,131	3,617	0	0	3,935	5,830	2,966	0	3,725	3,025	4,032	30,451

水使用量(m³)



	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
令和4年度	67	66	76	49	60	69	52	95	56	63	86	60	799
令和5年度	62	49	75	39	59	60	63	74	64	44	54	53	696

(2) 令和5年5月～令和6年4月の実績及び目標達成状況

項目		単位	平成30年度 基準年 平成30年5月～平成31年4月	令和5年度 目標(5%削減) 令和5年5月～令和6年4月	令和5年度 実績 令和5年5月～令和6年4月	目標値に 対する増減	達成率
売上		百万円	1,056.99	(基準年対象)	1,075.67	—	—
総走行距離数		km	468,873	(基準年対象)	291,575	—	—
CO2排出量		kg-CO2	109,893	104,398	67,445	-36,953	155%
		原単位 kg-CO2/km	0.234	0.222	0.231	0.009	96%
一般廃棄物排出量		kg	3,235	3,073	2,440	-633	126%
		kg/百万円	3.061	2.908	2.268	-0.639	128%
産業廃棄物排出量		kg	35,425	33,654	30,451	-3,203	111%
		kg/百万円	33.515	31.839	28.309	-3.530	112%
水 使用量	上水	m ³	300	285	119	-166	239%
	地下水	m ³	829	788	576.7	-211	137%
	上水・地下水	m ³ /百万円	1.068	1.015	0.647	-0.368	157%
化学物質		—	PRTR法に該当する対象物質の使用はありません。				
グリーン購入量		—	購入した品目の割合は 59%、購入金額の割合は 47%				
製品への環境配慮		—	省エネ商品（高効率空調機器等）の情報提供・販売数は 949台（目標500台）で目標達成、燃費性能に優れたエコオイルの販売量は 66.5ℓ（目標60ℓ）と目標を達成することが出来た。				

※購買電力のCO2調整後排出係数は、令和4年度実績（令和5年12月22日 環境省・経済産業省公表）を使用

四国電力(株)：0.526kg/kWh、伊藤忠エネクス(株)の0.366kg/kWh

※化学物質は、使用の削減を推進する

※製品への環境配慮 環境負荷の少ない材料(リサイクル材、県産品等)の使用・省エネ商品の提案、施工

※CO2排出量に総走行距離数を用いて計算しています。

CO2排出量・一般廃棄物排出量・産業廃棄物排出量・水使用量の項目はすべて目標を達成することが出来ている。目標の達成は、工事量により左右されるため目標達成は難しい。ただし、各部署、現場において節電・節水・エコドライブ・産業廃棄物の分別や梱包材の削減などを積極的に実行した結果、目標達成することが出来た。資源の再利用に向けて今後も積極的に取り組んで、ごみの排出量の削減に努めていくようにする。

原単位は走行距離が減少したが排出量が増えてしまった。

8.環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

※取組結果の評価

○：取組ができている

△：取組が不十分

×：取組できていない

項目	取組内容	担当者	評価	取組結果・見直し等
CO2の削減	1. 休憩時・不在時の消灯徹底	全従業員	○	消灯が実施されている 継続して行う
	2. 省エネ機器への切り替えを随時実施している	全従業員	○	省エネエアコンやLED製品の蛍光灯を引き続き使用しており、消費電力の削減ができた。
	3. エアコンの設定温度を守る(夏：28℃・冬：20℃)	全従業員	○	室温を温度計で確認しながらエアコンの設定温度を調整し、室温を夏は28度、冬は22度に保っている、継続して行う
	4. エコドライブの実施(アイドリングストップの徹底) 全車にドライブレコーダーを取り付け(安全運転の徹底)	全従業員	○	エコドライブを意識して行うことができている 継続して行う
	5. 定期的な車両の整備点検の実施(月1回)	全従業員	○	毎月26日に実施できている 継続して行う
	6. 未使用のO A 機器の電源などを切る	全従業員	○	長時間使用しないときは電源を切り、それ以外の時は節電モードを設定して節電を実施している、継続して行う
廃棄物排出量の削減	1. 分別処理の徹底	全従業員	○	廃棄物の削減、リサイクルの割合増加に向けて、今後も継続してごみの分別を意識づけしていくようにしたい
	2. コピー用紙に使用済みの裏紙使用による廃棄量削減	全従業員	○	実施できている 継続して行う
水使用量の削減	1. 節水表示による意識づけ	総務	○	節水表示で周知徹底はできている 意識付けを継続して行う
	2. 手洗い・洗車時の無駄な水の使用を減らす	全従業員	○	節水の意識付けを継続して行う 漏水の点検も定期的に行うようにしていく
化学物質	使用のない事を確認	環境管理責任者	○	使用のない事を確認
グリーン購入の検討	事務用品のグリーン購入の推進	総務	○	事務用品はエコマーク商品やまとめの購入などを行うことができている 継続して行う

項目	取組内容	担当者	評価	取組結果・見直し等
製品への環境配慮	省エネ商品（高効率空調機器等）の販売促進・情報の提供	全従業員	○	積極的に情報の提供が行えている 継続して行う
社会貢献	1. 地域の活動等に参加し、協力や支援を行う	全従業員	○	愛ロードなど社員参加の清掃ボランティアに参加している 継続して行う
	2. 事務所周辺の清掃活動を行う	全従業員	○	毎週金曜日に事務所周辺の清掃を実施 継続して行う
廃棄物排出量の削減	1. 現場での廃棄物の削減	工事部	○	現場での梱包材のリサイクルを徹底することが出来ている 今後も継続して削減していきたい
CO2の削減	1. リフト室・休憩室の電気・エアコンは使用して無い時は必ず消す	石油部	○	継続して行う
	2. サービスルームのエアコンの効率をよくするために扇風機を併用する	石油部	○	継続して行う
	3. 環境配慮型商品(エコオイル)の案内・提案の実施	石油部	○	エコオイルなど環境に良いものを提案実施出来ている 継続して行う

次年度の推進目標

部門別目標	工事部	・ 現場での廃棄物の削減とエコドライブの徹底及び安全運転を心掛ける。
	営業部	・ 環境に良い商品を提案すること。エコドライブの徹底及び安全運転を心掛ける。
	メンテナンス部	・ エコドライブの徹底及び事務所の電気をこまめに消す。
	石油部	・ リフト室・休憩室の電気・エアコンは使用して無い時は必ず消す。サービスルームのエアコンの効率を良くする為に扇風機を併用する。環境配慮型商品（エコオイル）の提案・案内の実施。

9.環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

下記の法令を遵守しており環境関連法規への違反はありません。尚関係当局よりの違反などの指摘訴訟は過去3年間ありません。

法規条例 規則	当社への 適用項目・適用施設	法規制の主な内容 (含む・許可/届出/国家資格)	適用規則・条例等の主な内容	遵守 状況	違反・訴訟 の有無												
消防法	危険物貯蔵所の届出	・ 消防法第11条 (危険物施設の設置、完成検査等)	・ 危険物乙種4類の有資格者の配置 ・ 当社は指定数量を超えているため危険物貯蔵所として届出が必要 参考(第4類危険物の指定量) <table><tr><td>第一石油類</td><td>ガソリン、シンナー等</td><td>200L</td></tr><tr><td>第二石油類</td><td>灯油、軽油</td><td>1000L</td></tr><tr><td>第三石油類</td><td>重油、LLC(クーラント)等</td><td>4000L</td></tr><tr><td>第四石油類</td><td>潤滑油、ギヤー油等</td><td>6000L</td></tr></table> 指定数量の計算 灯油 + 軽油 + 潤滑油 a L/1000L + b L/1000L + c L/6000L = α 注： α ≧1.0は危険物 1.0 > α ≧0.2は少量危険物	第一石油類	ガソリン、シンナー等	200L	第二石油類	灯油、軽油	1000L	第三石油類	重油、LLC(クーラント)等	4000L	第四石油類	潤滑油、ギヤー油等	6000L	○	無し
	第一石油類	ガソリン、シンナー等	200L														
	第二石油類	灯油、軽油	1000L														
	第三石油類	重油、LLC(クーラント)等	4000L														
第四石油類	潤滑油、ギヤー油等	6000L															
地下タンク貯蔵所定期点検 危険物指定数量の1/5以上の 指数量未満を貯蔵する者	・ 消防法第14条の3の2 火災の予防、警戒措置の実行 貯蔵設置届の義務、貯蔵基準の順守 消防設備(消火器等)の設置 消火器の点検(外観)1回/6ヶ月	・ 消防法により地下タンク貯蔵所の定期点検を3年に1回実施、又オイル漏れが無い確認 の為、毎日各地下タンク貯蔵所のオイル残量を確認、記録 ・ 貯蔵設置(貯油タンク)の届出 ・ 消火器の配備 ・ オイル漏れ等を想定し、緊急事態の対応訓練を年1回実施	○	無し													
積載式移動タンク貯蔵所	・ 消防法第14条の3の2	・ 消防法により積載式移動タンク貯蔵所の定期点検を1年に1回実施 ※少量危険物は除外 ・ 少量危険物(第二石油類：灯油・軽油)貯蔵基準の順守	○	無し													
火を使用する設備設置届出書	・ ボイラー等の設置工事着手前に提出		○	無し													
建築基準法	管工事業における施工時	・ シックハウス対策換気設備区画貫通処理等	・ 法令に遵守した施工を行うように管理する	○	無し												
建設業法	建設事業全般	・ 建設業許可申請等 ・ 現場毎の主任技術者等の配置	・ 請負金額に関係なく主任技術者を配置する(法第26条) ・ 下請契約の請負金額が4000万円以上の場合、監理技術者を配置する ・ 請負金額が2500万円以上の場合 主任技術者でも専任義務がある等	○	無し												
家電リサイクル法	ルームエアコン排出時	・ 家電のリサイクル推進	・ ルームエアコン排出時にリサイクル券を購入し処分を行う	○	無し												

法規条例 規則	当社への 適用項目・適用施設	法規制の主な内容 (含む・許可/届出/国家資格)	適用規則・条例等の主な内容	遵守 状況	違反・訴訟 の有無
廃棄物処理法	事業系一般廃棄物の管理	・市町村が行う一般廃棄物の収集、 運搬、処理に協力	・市町村のルールに従う	○	無し
	産業廃棄物の管理	・廃棄物の保管基準の遵守 ・保管基準の遵守 ・処理基準などの遵守	・飛散、流出、地下浸透しない ・害虫の発生防止 掲示板設置、掲示板は(60×60cm)以上廃棄物の種類、管理者の名称・連絡先等の表示連絡先等の表示	○	無し
			・委託基準の遵守 許可を受けた収集運搬・処分業者と書面で委託契約	○	無し
			・保管基準の遵守	○	無し
			・産業廃棄物管理票(マニフェスト)について 委託時→運搬車両の確認処分先の指示マニフェスト交付 委託後→処分の確認(マニフェストで) 記録保管(処理年月日・産業廃棄物の種類・処理量・業者名・担当者・ 処分方法・場所)	○	無し
	特別管理産業廃棄物の管理 (廃石綿、廃油等)	・特別管理産業廃棄物排出事業場 ・廃水銀等(特管物)、水銀含有ばいじん等(普通産廃)、水銀使用製品産業廃棄物(普通産廃) が定義された	・排出事業者はマニフェスト交付日から90日(特管物は60日)以内にB2D 票を受取る。E票は180日以内に受取る。 ・マニフェストは5年間保管(受託者の氏名・名称・担当者明記) ・マニフェスト交付状況の知事への報告(前年度分を翌年6月30日までに) ・特別管理産業廃棄物管理者の選任(有資格者) ・特別管理産業廃棄物の収集・運搬・処理を業者に委託する場合は管理 票(マニフェスト)交付 ・上記の処理基準にそって適正に処理を行う ・蛍光灯等水銀が使用されている製品についても適正に管理し、産業廃 棄物として適正に処理を行う	○ ○	無し 無し
浄化槽法	浄化槽	・設置使用開始及び変更の届出 ・浄化槽管理者の選任	・保守点検及び清掃(2ヶ月に1回)外部委託 ・水質定期点検(年に1回)外部委託	○	無し
水質汚濁防止法	自動式車両洗浄施設届出書	・別表第1 71自動式車両洗浄装置	・平成30年8月24松山市長宛提出	○	無し

法規条例 規則	当社への 適用項目・適用施設	法規制の主な内容 (含む・許可/届出/国家資格)	適用規則・条例等の主な内容	遵守 状況	違反・訴訟 の有無
フロン排出 抑制法	第1種 フロン 類 特定品の管理者 全ての特定品(簡易定期点検) 7.5～50Kwの空調機器	適切な場所への設置等 機器の点検 漏洩発見時、箇所の特定・必要な措置 修理無しでの充填禁止 点検表は廃棄時まで保管	・適切な場所への設置 ・簡易定期点検の実施(ビル用マルチエアコン・小型製氷機) 3カ月に1回の点検 ・フロン類点検表は廃棄時まで保管 ・漏洩発見時は法に従い適切に対応、修理無しでの充填はしない ・フロン類保管管理票及び再生・破壊管理票の適切な運用	○	無し
	業務用冷凍空調機器の廃棄を行う 際には機器に充填されているフロ ン類を第1種フロン類充填回収業 者に引き渡す	機器を廃棄の際フロン類を回収しないと即座 に30～50万円の直罰が適用される(行政指導な どなく即座に刑事罰が適用される)	・機器から冷媒を回収せずに廃棄は行わない ・行程管理制度による行程管理表に記載し、虚偽・記載漏れをしない ・行程管理制度による書面を交付し、交付を受けた場合は厳正に保管 ・廃棄機器の引取り時、行程管理表の引取証明書(写し)を必ず交付する	○	無し
道路交通法	運送車両(自動車・トラック)	・安全運転管理者選任の義務 ・アルコールチェックの義務化	・法令の順守 ・車検の実施 ・自動車の登録、変更、移転、抹消手続 ・毎月各車両の点検表の作成 ・令和4年4月1日より運転者の運転前後の状態を目視で確認(記録1年間保存) ※令和4年10月1日よりアルコール検知器を用いて行う	○	無し
	車両の所有者・使用者		・道路運送車両の定期点検 ・過積載防止 ・携帯電話の禁止	○	無し
労働基準法	有給休暇	・年に5日以上の有給休暇が義務化	・有給休暇を5日以上消化していない者には、個別に取得するように指導している	○	無し
循環型社会形成 推進基本法	全ての事業所	循環型社会の形成、廃棄物等の発生の抑制 循環資源の適正利用・適正処分	・金属部材・ダンボールのリサイクル ・養生資材の再利用	○	無し
自動車 リサイクル法	所有自動車を廃棄しようとする時	使用済みとなった自動車を引取業者に渡す義 務と費用負担の義務	・新車購入時の費用負担 ・使用済み自動車の取引証明書の保管	○	無し
高圧ガス保安法	高圧ガスの貯蔵及び消費者 高圧ガスを運搬する場合	貯蔵の規制(表示及び保管方法) 消費の技術上の準備の順守 従業員の保安教育 運搬車の表示	・表示及び保管基準を順守する ・高圧ガス消費先点検を受ける ・資格者の就業、従業者の保安教育 ・車両の前後に警戒標(高圧ガス)を表示	○	無し
毒物及び劇物 取締法	冷温水発生器吸収液アロエース ※パーツで使用している水酸化リ チウム水和物が劇物に該当	毒物及び劇物取締法では、保管方法や在庫管 理を適正に行うことが明記されている	・保管方法については、盗難紛失防止に施錠のできる保管庫で管理 ・在庫管理表を作成し、盗難紛失が無いことを証明できるよう適性管理	○	無し
計量法	特定計量器の使用者	国家検定品の使用 2年に1度の定期検査	・検定合格品の使用 ・機器の校正実施と記録の保管(業者委託)	○	無し

法規条例 規則	当社への 適用項目・適用施設	法規制の主な内容 (含む・許可/届出/国家資格)	適用規則・条例等の主な内容	遵守 状況	違反・訴訟 の有無
グリーン購入法	全ての事業所	事務用品、資材等の環境物品の購入	・事務所の消耗品や備品購入時にできるだけグリーン購入の定常化を行う	○	無し
環境教育推進法	全ての事業所	環境教育の推進	・環境保全の増進、環境保全活動・環境教育への協力	○	無し
建築物省エネ法	空調給排水機省エネ化の推進	2013年度と比較して2030年度までに温室効果ガス排出量約4割削減	・省エネ性向上エアコン及び高効率給湯設備について販売促進を行い 温室効果ガスの排出量の削減に努力する	○	無し
労働安全衛生法	事業全般	特別教育等 安全対策	・作業に係る技能講習等の随時受講	○	無し
大気汚染 防止法	全ての事業者	・安全衛生管理体制の確立 ・作業場の安全対策 ・労働災害、健康障害の防止措置 ・一般定期健康診断の実施 ・就業の制限及び特別教育の受講義務 ・石綿障害予防規則及び特定科学物質等 障害予防規則に基づく講習への参加 ・事前届出が必要	・衛生管理能力の向上教育・安全作業日報への記入 ・安全衛生推進者の選任 ・定期健康診断年1回の実施 ・就業の制限：有資格者の就業 ・特別教育修了者の就業 ・解体等を行うときは、あらかじめ石綿等の使用の有無を調査確認 事前調査は建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付（令和2年7月改正） ・ばい煙発生装置・VOC排出施設設置時及び構造の変更時は予め知事 （指定都市の長）に届出が必要（ボイラー等設置時）	○	無し
	ばい煙発生装置（ボイラー） ばい煙発生装置（バーナー）			○	無し
	自動車の保有者	・自動車の排気ガス抑制	・自動車排気ガス等の許容限度遵守 ・アイドリング禁止等適性運転	○	無し
	特定工事（法） 特定排出等工事（条例） 令和4年4月1日 改正 建築物の改修工事（請負代金の合計 100万円以上(税込)）は地方公共団体 労働基準局へ報告の義務化	【対象】 ・吹き付け石綿 ・石綿含有断熱材 ・石綿含有保温材 ・石綿含有耐火被覆材 ・石綿含有形成板（条例）	【受注者】 ・事前調査の実施、書面の作成 石綿事前調査結果報告システムへ登録し報告 ※令和5年10月1日以降着工は、事前調査・分析調査は資格者が行うことが義務化 ・発注者への説明、調査結果の揭示 ・事前調査書面の閲覧、保存 ・作業実施基準、敷地境界基準の順守 【発注者】 ・規制の対象となる作業の事前の届出等 ※規制の対象となる作業は受けない、必要な場合は専門業者に委託する 仮に元請となった場合は法規制を順守する	○	無し
プラスチック 資源循環促進法	排出事業者による排出の抑制	排出事業者の排出の抑制・再資源化等に関する判断基準省令	・排出の抑制、適切に分別、再資源化を実施、再資源化できないもので、熱回収を行うことが出来るものは熱回収を行う	○	無し

10.代表者による全体評価と見直しの結果

見直し日	令和6年6月8日	代表者 戒田 暁信
見直しの為の情報	☒ 環境目標の達成状況 ☒ 環境活動計画の実施状況 ☒ コミュニケーション記録 ☒ 環境教育・訓練結果 ☒ 是正・予防措置結果 ☐ その他（ ）	
方針、目標 体制の変更指示	☒ 無 ☐ 有	
総合評価と見直し・指示		
① CO2排出量 本年度は、目標値に対しては達成する結果となった。 事務所の設備機器類の省エネ化が完了したなかで、電気使用量を減らせたのが成果に現れた。 さらなる設備投資も含めて省エネに注力したい。 ② 一般廃棄物排出量 削減目標は達成できた。引き続き削減に努力していきたい。 ③ 産業廃棄物排出量 売上が上がったにも関わらず目標達成ができた。引き続き努力していきたい。 ④ 水使用量 目標を達成できた。引き続き努力していきたい。 ⑤ 製品への環境配慮 SDGsを踏まえ環境への配慮の別角度での検討をしていきたい。 ⑥ 指示事項 環境意識及び理解の周知から、実行への移行を進めて行きたい。 ⑦ 全体評価 目標達成できたので、そこで満足せず新たな取り組みを含めて意識革新から実行革新にレベルアップしていく		

11.社会貢献及び環境活動等

☆愛ロードへの参加



☆シェイクアウトえひめへの参加

